

お知らせ・ご案内

目次

分冊資料3【お知らせ・ご案内1】

- ・【障害福祉課社会推進G】コミュニケーション支援アプリチラシ
- ・【国民健康保険課】障がい者歯科認定協力医のご案内
- ・【国民健康保険課】障がい者歯科認定協力医
- ・【県民総務課】「エシカル×あいち」メンバー ちらし

分冊資料4【お知らせ・ご案内2】

- ・【労働福祉課】初めて働く障害者に向けた普及啓発パンフレット
- ・【農業経営課】農福連携事例集

初めて働く障害者のためのガイドブック

就職活動をサポート *

あなたの



雇用や生活支援・
教育支援などの情報
をお届けします!!



障害者手帳が利用できる
サービスもあるんだって

職業訓練を利用して
自分のスキルを磨けるよ

「はたらく」を

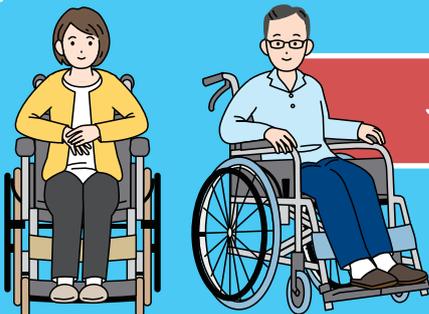
応援します

新たな1歩を
踏み出そう



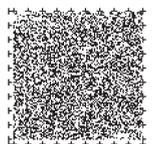
愛知県 障害者就活
コンシェルジュ

あいのまを
生かした就活を始めよう



一緒に社会人の旅へ出かけよう!!

現在



愛知県

目次

このガイドブックでは、様々な働き方や支援機関を紹介するよ!あなたらしい働き方を一緒に探そう!



愛知県 障害者就活
コンシェルジュ

01 障害者手帳とは? (P2)

- ◆ 障害者雇用率制度における「障害者」
- ◆ 障害者手帳が利用できる福祉サービスなど

02 働き方と支援 (P3 ~ P5)

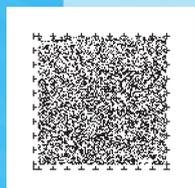
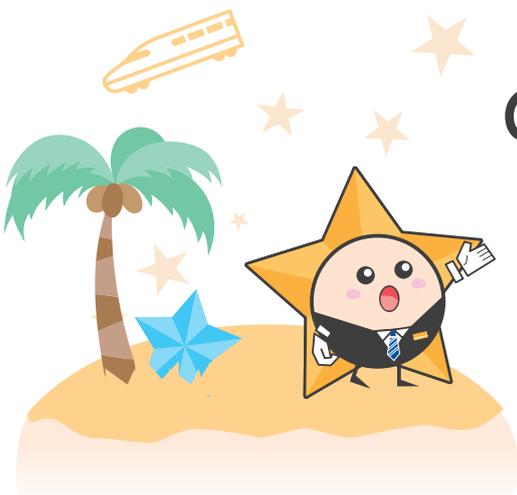
- ◆ 自分にあった働き方
- ◆ 働くまでの流れ
- ◆ 就労に必要な力とは?
- ◆ 企業選びのポイントは情報の整理
- ◆ 障害者専用求人とオープンクローズ
- ◆ 就職後の定着支援

03 愛知県における 障害者の雇用状況 (P6)

04 支援機関のご紹介 (P7 ~ P12)

05 支援窓口一覧 (P13・P14)

現在





障害者手帳が利用できる主な福祉サービス

障害者手帳とは？

Disability certificate

障害者手帳とは、一定以上の障害があると認められた身体障害者、知的障害者、精神障害者に交付される手帳です。障害者手帳の申請は、お住まいの市区町村役場で受付けています。

障害者雇用率制度における「障害者」

P2で取り上げた障害者雇用率制度において雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者です。障害者であることの確認は、障害者手帳又は知的障害者判定機関の判定書によって行われます。

また、「**重度身体障害者**」とは**身体障害者手帳1級、2級程度の障害を有する方及び3級程度の障害を重複して有する方**のことで、「**重度知的障害者**」とは**知的障害者判定機関により障害の程度が重い（療育手帳「A」など）と判定された方**のことです。

障害者手帳が利用できる福祉サービスなど

障害者手帳を提示することで、障害福祉サービスや各種減免制度の利用手続きが簡単になる場合があります。

ここでは障害者手帳が利用できる福祉サービスの例をお示しします。ただし、制度によっては、必ずしも障害者手帳の交付を要件としません。また、障害者手帳の所持に限らず、制度ごとに様々な要件があります。詳細については、制度を所管する機関にお問い合わせください。

「税金の障害者控除の対象になる」

障害者控除とは、障害者本人や、家計を同じくする配偶者や扶養親族に一定の障害がある場合に受けることのできる、税制上の措置のことです。例として、**所得税・住民税の控除**が挙げられます。

「医療費の助成を受けられる」

心身の障害を除去・軽減するための医療を受けた際に、医療費の自己負担額を軽減できる「**自立支援医療制度**」や「**障害者医療費制度**」などがあります。

「障害者雇用枠に応募できる」

障害特性や状態によって、業務内容や配属先をある程度相談できるなど、障害への配慮を受けながら就労できます。

「各種公共料金が割引」

障害者手帳の種類と等級に応じて、様々な公共料金の割引を受けることができます。



手当・年金

特別障害者手当
障害児福祉手当
在宅重度障害者手当
障害年金

医療

自立支援医療給付
(育成医療) (更生医療) (精神通院医療)
障害者医療
後期高齢者福祉医療

扶養共済

生活福祉資金
心身障害者扶養共済

交通

鉄道旅客運賃等の割引
航空旅客運賃等の割引
有料道路通行料金の割引

住宅

県営住宅の家賃減額・優先入居
特別設計県営住宅への入居
単身者向県営住宅への入居

税の免除

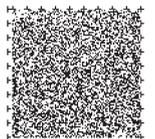
所得税の軽減
県民税・市町村民税の軽減等
(軽)自動車税環境性能割・
自動車税種別割の減免

補装具・生活用具

補装具の交付・修理
日常生活用具の給付・貸与

その他

NHK受信料の免除
電話の施設設置負担金の分割払い
電話番号案内の無料扱い
携帯電話料金の割引
青い鳥郵便葉書の無償配付





自分に合った支援機関選びのポイント

働き方と支援

Company selection

自分に合った働き方

一般就職

支援機関(ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等)を利用しながら、一般企業や公的機関などに就職します。

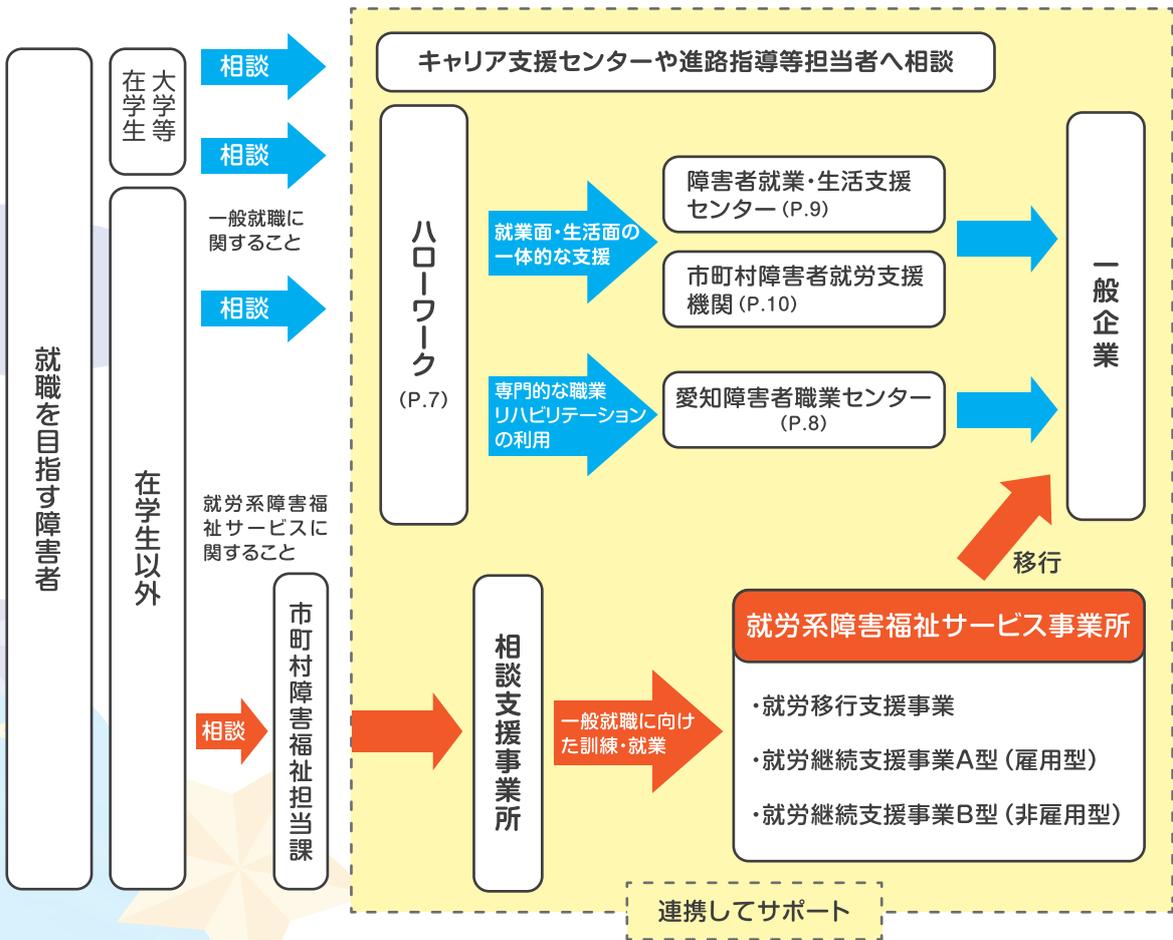
就労系障害福祉サービス

一般企業等で働くことが難しい方が、一人ひとりの状況に合った、働くスキル向上のための支援を受けながら生産活動を行います。

働くまでの流れ

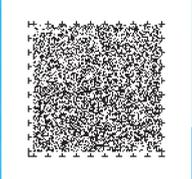
就職に悩んだら、支援機関に相談してみましょう。

一般就職を希望する場合は**ハローワーク**に、**就労系障害福祉サービス**の利用を希望する場合は**お住まいの市町村の障害福祉担当課**にご相談ください。**大学等に在学中**の方は、まずは**キャリア支援センター**等に相談してみると良いでしょう。



※令和7年10月から、就労先及び働き方についてより良い選択をできるよう、本人の希望、適性等に合った選択を支援する「就労選択支援」が始まります。

支援機関が連携してサポートするよ！
各機関の詳しい支援内容は「支援機関のご紹介」7ページ以降を見てね！



就労に必要な力とは？

障害の有無や職種を問わず、働き続けるためには、「健康管理」「日常生活管理」「対人技能」「基本的労働習慣」「職業適性」の5つの条件を整えることが必要とされています。その条件が整っている状態のことを「**職業準備性**」といいます。

右の図は、「**職業準備性**」を階層別に整理したもので、基礎的な条件から順に積み上がっています。できているものが増えるほど、働く土台がしっかりしてくるので安定した職業生活につながりやすくなります。



職業準備性

企業選びのポイントは情報の整理

1. 自己分析

仕事探しを上手に進めるには、まず自分自身を知ることが大切です。自分が「今までしてきたこと」「今できること」「これからやりたいこと」を分析しましょう。ハローワークを始め支援機関では、自己分析の手助けもしていますので迷ったら相談してみましょう。

2. 働く条件を整理する

自分が働く姿を想像しながら希望する条件を整理しましょう。給与や勤務時間など、こだわる条件と譲れる条件をあらかじめ決めておくと仕事選びがスムーズです。

3. 企業等の調査

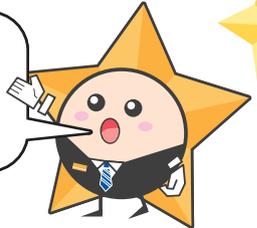
自己分析を基に、興味・関心に沿って目指す業界や職種を決めましょう。特定の企業だけでなく、業界全体を知っておくことが大切です。

業界や職種が決まったら、企業を調査してみましょう。企業のネームバリューやブランドイメージだけで判断せず、勤務条件を含めて総合的に考えましょう。

4. 情報の整理

1～3の情報を整理し、各企業等の求人内容をよく確認したうえで応募へとつなげましょう。

まずは、自分の状態を把握し、難しいことに対して「どのような配慮や支援があるとよいか」を考えてみよう！



「特例子会社」

特例子会社では、障害者が働きやすいように職場環境が整備されています。例えば、バリアフリーなどの設備面の他、障害内容を考慮した業務の切り出しなど、サポート環境が整っています。

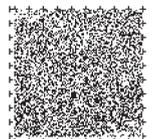
障害者の安定的な雇用を実施する認定マーク



ともにすすむ

「もにす認定制度」とは、障害者雇用の促進および雇用の安定に関する取り組みの実施状況などが優良な中小事業主を厚生労働大臣が認定する制度のことです。

ハローワークを始め支援機関では、各ステップに合わせてサポートしてくれるよ。
些細なことでも大丈夫！積極的に活用してみよう！



障害者専用求人とオープン・クローズ

1. 障害者専用求人とは

ハローワークの求人には「一般求人」と「障害者専用求人」があります。

「障害者専用求人」は、一般の採用枠とは別に、障害者限定の採用枠で求人を募集するものです。

ハローワークの求人へ応募するには、ハローワークでの求職申込手続きが必要です。

2. 知っておくべき「オープン」と「クローズ」の違い

「オープン」とは 就職先に障害に関する情報を開示すること。

「クローズ」とは 就職先に障害に関する情報を開示しないことです。

どちらを選択するかによって働き方は変わってきます。自分にとって働き続けやすいほうを選択しましょう。

「オープン」の場合

応募できる求人 一般求人、障害者専用求人

メリット

- ✓ 企業から障害への配慮が得られる。
- ✓ 専門的な知識をもった援助者(ジョブコーチ)の活用や職場訪問による定着支援を受けられる。

デメリット

- ✓ 障害者専用求人は、業種や職種が一般求人より少ないため応募機会が少なくなる。

「クローズ」の場合

応募できる求人 一般求人

メリット

- ✓ 障害者専用求人よりも求人数が多いため、応募機会が広がる。

デメリット

- ✓ 企業から障害への配慮が得られにくい。
- ✓ 障害があることを周囲に知られることへの不安を抱えながら働くことになり、職場定着ににくい傾向がある。

就職後の定着支援

就職した企業で長く働いていくために支援機関が連携して支援をしています。

- ✓ 職場での様々な悩みについて相談したい…
- ✓ 職場の中だけでなく、生活面についても相談にのってほしい…

障害者就業・生活支援センターの利用

支援担当者が職場訪問等により、就業と生活を一体的に支援します。(→9Pへ)

- ✓ 職場に適應できるか不安…
- ✓ 職場でのコミュニケーションがうまくいかない…

職場適應援助者(ジョブコーチ)による支援

企業と障害者の双方に対して障害特性を踏まえた直接的・専門的な援助をします。(支援期間1~8か月)

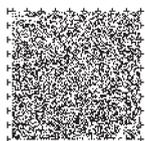
★障害者への支援内容

人間関係、職務遂行、健康管理や生活リズム構築等

★事業主への支援内容

障害特性に配慮した雇用管理法、職務内容の設定、現場従業員の関わり方等

就職後でも相談にのってもらえるのはありがたいね。相談することで働き方への不安軽減につながるよ。

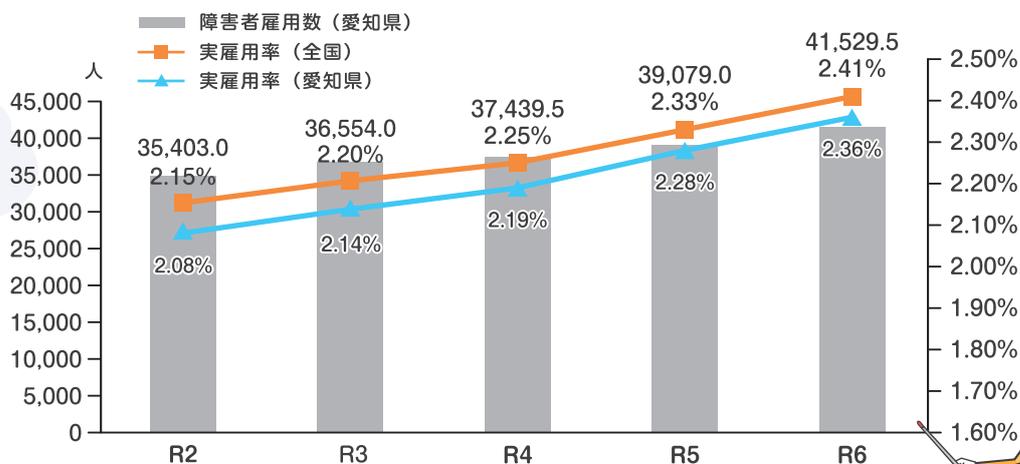


愛知県における障害者の雇用状況

Employment status

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。

障害者雇用数及び実雇用率の推移（各年6月1日現在）



民間企業の法定雇用率は2.3%

企業規模別雇用状況（令和6年6月1日現在）

規模別 (人)	企業数 (企業)	うち雇用率達成企業割合 (%)	基礎労働者数 (人)	うち障害者数 (人)	実雇用率 (%)	全国の実雇用率 (%)
40.0~100 未満	4,137	44.2	253,962.5	4,689.0	1.85	1.96
100~300 未満	2,262	50.3	350,186.5	7,375.0	2.11	2.19
300~500 未満	474	42.8	166,419.0	3,782.0	2.27	2.29
500~1,000 未満	333	46.2	215,771.5	5,522.0	2.56	2.48
1,000 以上	228	59.2	770,661.0	20,161.5	2.62	2.64
合計	7,434	46.5	1,757,000.5	41,529.5	2.36	2.41

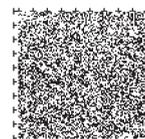
※常用労働者数40.0人以上の企業が報告の対象です。

障害種別雇用者数（実数）（令和6年6月1日現在）

（重度の定義はP2参照）

一般	重度以外	重度	合計
身体障害者	8,514	6,734	15,248
知的障害者	6,003	1,302	7,305
精神障害者	6,675	-	6,675
短時間	重度以外	重度	合計
身体障害者	929	688	1,617
知的障害者	860	240	1,100
精神障害者	1,989	-	1,989
特定短時間	重度以外	重度	合計
身体障害者	320	-	320
知的障害者	63	-	63
精神障害者	525	-	525

一般 とは、1週間の所定労働時間が30時間以上の方、
短時間 とは、20~30時間の方、
特定短時間 とは、10~20時間の方のことだよ。





就職・職業訓練・社会生活をサポートします

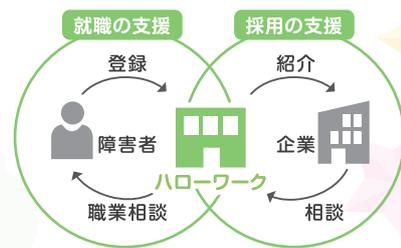
支援機関のご紹介

Support agency

ハローワーク(公共職業安定所)

ハローワークでは、就職を希望する障害者に対する職業相談・職業紹介や就職後の職場定着支援、事業主に対する障害者雇用の指導や支援を行っています。

特に、障害者職業センターや福祉・医療・教育等の地域の関係機関と連携を一層強化しながら、きめ細かなチーム支援を行っています。



障害者に対して

★ 職業相談・職業紹介

就職を希望する障害者の求職登録を行い、個々の障害特性にかかる専門的知識を有する職員が、地域の関係機関と連携しながらきめ細かな職業相談、職業紹介などを行っており、支援に当たり公共職業訓練のあっせん、約3~6か月間試行的に働くトライアル雇用の活用なども行っています。

★ 手話協力員

きめ細かな職業相談等を円滑かつ効果的に推進するため、主要なハローワークに手話協力員を配置しています。

事業主に対して

★ 障害者の求人・採用の相談

雇用管理上の配慮等について助言を行い、必要に応じて専門機関の紹介や各種助成金の案内をします。

★ 雇用率達成指導等

障害者雇用率未達成の事業主に対して指導を行います。その指導の一環として、未達成企業からの求人開拓や未達成企業への職業紹介を進めています。

双方に対して

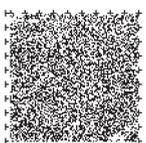
★ 関連機関との連携

的確な支援・指導を行うに当たり、より専門的な支援等が必要な場合に、障害者職業センターにおける専門的な職業リハビリテーションや、障害者就業・生活支援センターにおける生活面を含めた支援を紹介するなど関係機関と連携した就職支援を行っています。

特に、福祉施設等利用者や特別支援学校卒業(予定)者の福祉的就労から一般雇用への移行を図るため、「障害者就労支援チーム」を作り、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を行っています。

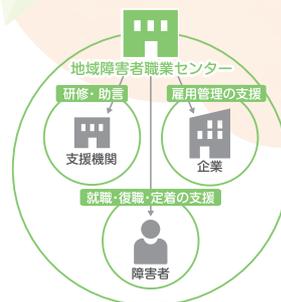
お問い合わせ先

お住まいの地域を管轄するハローワーク P14



愛知障害者職業センター（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 愛知支部）

ハローワーク（公共職業安定所）、障害者就業・生活支援センターとの密接な連携のもと、就職や職場復帰を目指す障害者、障害者を雇用する企業、障害者の就労を支援する関係機関に対して、支援・サービスを提供しています。



障害者に対して

★ 職業相談・職業評価

就職・職場適応のため職業相談を行います。また、必要に応じて各種作業や適性検査を実施し、得意なこと・苦手なことを把握する職業評価を実施します。職業相談や職業評価を踏まえて、就職や職場適応に向けた今後の取組みについて「職業リハビリテーション計画」としてご提案します。

★ 職業準備支援（名古屋本所のみ）

就職や職場定着のためセンターに2か月程度通い、作業や講習などのプログラムを受講していただく支援です。必要な対処や自分に合った働き方を考え、就職活動に必要な知識（履歴書の書き方など）を習得することを目的とします。

- ・ 「事業主支援計画」を作成したうえで、障害者雇用に関する情報提供や、具体的な雇用管理に関するニーズや課題解決のための支援を実施します。
- ・ 職務の創出、支援体制の整備、社員研修の実施など、採用から職場定着までの具体的な取組みを提案します。
- ・ 障害者の雇用管理全般の中からテーマを絞り、意見交換等（事業主支援ワークショップ）を開催します。

事業主にに対して

★ ジョブコーチ支援（職場適応援助者による支援）

障害者を雇用する企業にジョブコーチが訪問し、障害者が職場に適応できるように課題の改善に向けた支援を行います。

★ 職場復帰（リワーク）支援（名古屋本所のみ）

うつ病等で休職している方の円滑な職場復帰のために、主治医と連携の下で、職場復帰（リワーク）支援を実施しています。

双方に対して

※障害者職業センターのサービスはすべて無料です。

※受付時間は月曜日～金曜日8:45～17:00（土・日・祝日、年末年始休）

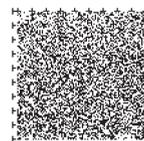
お問い合わせ先

愛知障害者職業センター

〒460-0003
名古屋市中区錦1-10-1 MIテラス名古屋伏見 5階
TEL 052-218-2380
FAX 052-218-2379
電子メール aichi-ctr@jeed.go.jp

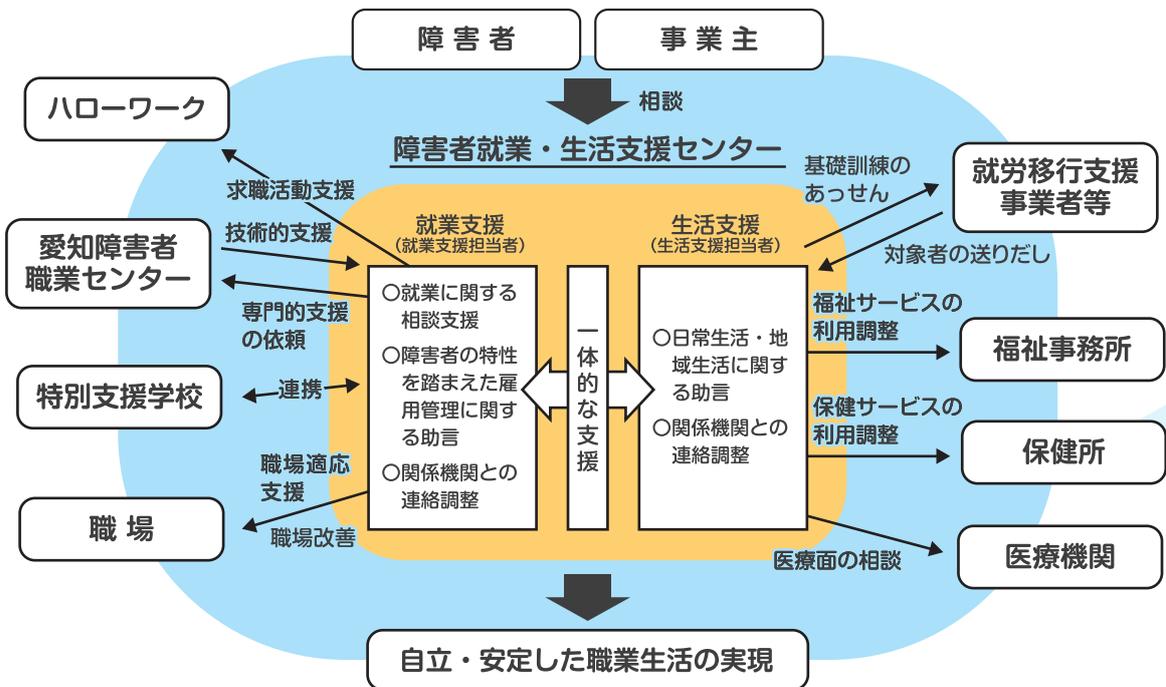
愛知障害者職業センター豊橋支所

〒440-0888
豊橋市駅前大通1-27 MUS豊橋ビル6階
TEL 0532-56-3861
FAX 0532-56-3860
電子メール toyohashi-ctr@jeed.go.jp

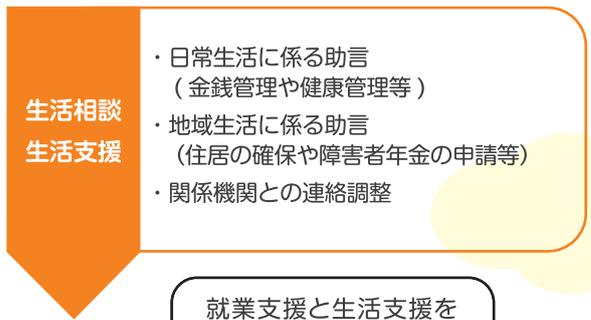


障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着に当たって就職面における支援とあわせ、生活面における支援を必要とする障害者を対象として、身近な地域で雇用、保健福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行う施設で、県が指定した社会福祉法人等が運営しています。また、障害者雇用を考えている企業の相談にも応じています。



★ 障害者に対して



就業支援と生活支援を合わせることでさらに安心して働けるね。

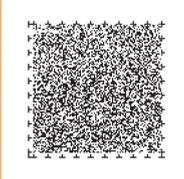
★ 事業主に対して

- ・ 障害の特性を踏まえた雇用管理についての助言
- ・ 職場定着に向けた支援



お問い合わせ先

お住まいの地域を管轄する障害者就業・生活支援センター P13、14



市町における障害者就労支援機関

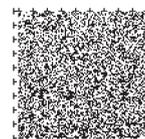
★ 市町が設置する就労支援機関

障害者の一般就労の促進を図るため、障害者の就労支援や、日常生活上の相談・支援等を行っています。

設置市	施設の名称	所在地	TEL / FAX
名古屋市	障害者就労支援センターめいしんれん	〒453-0053 名古屋市中村区中村町 7-84-1 (名身連福祉センター内)	TEL (052) 433-6574 FAX (052) 413-5808
	障害者就労支援センターめいりは	〒467-8622 名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山 1-2 (名古屋市総合リハビリテーションセンター内)	TEL (052) 835-3837 FAX (052) 835-3826
	名古屋市障害者雇用支援センター	〒456-0073 名古屋市熱田区千代田町 20-26	TEL (052) 678-3333 FAX (052) 683-5250
豊橋市	とよはし総合相談支援センター 「ほっとびあ」	〒440-0055 豊橋市前畑町 115 あいトピア 2 階	TEL (0532) 56-4111 FAX (0532) 57-2595
半田市	半田市障がい者相談支援センター	〒475-0918 半田市雁宿町 1-22-1 (半田市福祉文化会館(瀧上工業雁宿ホール)内)	TEL (0569) 21-5585 FAX (0569) 23-7745
豊川市	若竹荘 地域生活推進センター	〒442-0007 豊川市大崎町下金居場 55	TEL (0533) 86-3601 FAX (0533) 86-1199
碧南市	碧南市障害者就労相談支援事業所	〒447-0869 碧南市山神町 8-35 (碧南市社会福祉協議会内)	TEL (0566) 46-3701 FAX (0566) 48-6522
豊田市	豊田市障がい者就労・生活支援センター	〒471-0066 豊田市栄町 1-7-1	TEL (0565) 36-2120 FAX (0565) 36-0567
大府市	大府市障がい者相談支援センター	〒474-0035 大府市江端町六丁目 13 番地の 1 (ふれ愛サポートセンター「スピカ」内)	TEL (0562) 48-3011 FAX (0562) 45-5440
知立市	知立市障がい者基幹相談支援センター	〒472-0012 知立市八ツ町田泉 43 (福祉の里八ツ田内)	TEL (0566) 45-7285 FAX (0566) 83-4070
尾張旭市	尾張旭市障がい者基幹相談支援センター	〒488-8666 尾張旭市東大道町原田 2600-1 (尾張旭市役所内)	TEL (0561) 76-8140 FAX (0561) 53-2280
高浜市	たかはま障がい者支援センター	〒444-1334 高浜市春日町 5-165 (いきいき広場 3 階)	TEL (0566) 54-3009 FAX (0566) 52-4100
日進市	日進市障害者相談支援センター	〒470-0136 日進市竹の山 4-301 (日進市障害者福祉センター内)	TEL (0561) 72-0853 FAX (0561) 75-6615
田原市	障害者総合相談センター	〒441-3422 田原市赤石 2 丁目 2 番地 (田原福祉センター内)	TEL (0531) 23-3812 FAX (0531) 23-3110
愛西市	障害者相談支援事業所あいさい	〒496-0938 愛西市石田町宮前 16 番地 1 (愛西市発達支援センター内)	TEL (0567) 24-2225 FAX (0567) 31-9252
みよし市	みよし市くらし・はたらく相談センター	〒470-0224 みよし市三好町湯之前 4-5 (みよし市立ふれあい交流館内)	TEL (0561) 33-5070 FAX (0561) 34-6331
長久手市	長久手市社会福祉協議会 障がい者相談支援センター	〒480-1102 長久手市前熊下田 171 (長久手市福祉の家 1 階)	TEL (0561) 64-2333 FAX (0561) 64-2337
阿久比町	阿久比町障がい者相談支援センター	〒470-2102 東浦町大字緒川字寿久茂 129 (知多地域障害者生活支援センター らいふ内)	TEL (0562) 38-5537 FAX (0562) 34-6618
東浦町	ひがしうら相談支援センター		TEL (0562) 38-5035 FAX (0562) 34-6618



事前に予約が必要な場合があるよ。
まずは、電話で問い合わせしてみよう!



発達障害者、高次脳機能障害者及び難病患者に対する支援機関

★ 発達障害者支援センター

発達障害者支援法に基づき、発達障害者のライフステージの各段階で生じる様々なニーズに応えられるよう、関係機関・団体と連携した専門的な支援を行う総合的な拠点として設置されています。

愛知県内には2ヶ所あり、本人及び家族に対する相談支援、発達支援、就労支援、人材育成、情報発信、普及啓発などを行っています。

※就労については、ハローワークや障害者職業センター等の就労支援機関において、職業訓練、ジョブコーチ支援、トライアル雇用等の制度が活用できます。



お問い合わせ先

あいち発達障害者支援センター

〒480-0392 ※名古屋市以外の市町村にお住まいの方
春日井市神屋町713-8 医療療育総合センター内
TEL 0568-88-0811(内線8109)
FAX 0568-88-0964

名古屋市発達障害者支援センター「りんくす名古屋」

〒466-0858 ※名古屋市にお住まいの方
名古屋市昭和区折戸町4-16 児童福祉センター内
TEL 052-757-6140
FAX 052-757-6141

★ 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業 支援拠点機関

高次脳機能障害とは、脳外傷や脳血管障害などの脳損傷により日常生活や社会生活に困難を有する認知障害全般を指します。高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業では、高次脳機能障害者への支援体制の確立を図るため、県が指定した支援拠点機関において、相談支援や普及啓発などを行っています。

お問い合わせ先：各支援拠点機関

なごや高次脳機能障害支援センター

〒467-8622 名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山1-2 (名古屋市総合リハビリテーションセンターB1F) TEL 052-835-3814
<https://www.nagoya-rehab.or.jp/dysfunction/index.html>
※上記事業のほか、訓練・支援も対応。

NPO法人高次脳機能障害者支援「笑い太鼓」 (高次脳機能障害愛知県東部支援センター笑い太鼓)

〒441-8013 豊橋市花田一番町72 東和西駅前マンション101号室 TEL 0532-34-6098
<https://www.waraidaiko.org/toyohashi3>

★ 難病相談支援センター

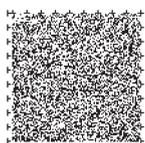
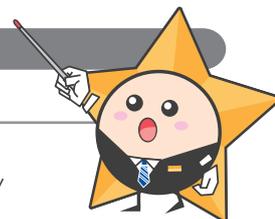
病気が長期にわたり、原因が不明、治療法が未確立の難病でお悩みの患者・家族の療養上、社会生活上での問題や不安等の解消を図るため、専門医による医療相談、医療ソーシャルワーカーによる電話や対面での面接による相談、患者・家族のつどいを実施しています。また、病気を患いながら就労を希望される方に対して、就労支援を行うなど様々なニーズに対応した支援を行っています。

※医師による医療相談、医療ソーシャルワーカーによる面接での療養生活相談は予約制です。

お問い合わせ先

公益社団法人愛知県医師会 難病相談室

〒455-0031 名古屋市港区千鳥1-13-22
TEL 052-241-4144 <https://www.aichi.med.or.jp/rd/counsel/>



障害者職業能力開発校及び高等技術専門校等

職業的自立をめざす障害者の就職をより容易にするため、障害者を対象にした公共職業訓練を実施しています。障害の種類、程度、訓練期間により多様な訓練コースを設定し、職業に必要な知識・技能の習得を図ることができます。(職業訓練全体の概要は、愛知県労働局産業人材育成課Webページをご覧ください。)

職業訓練を受けるには、ハローワークでの手続きが必要だよ。
詳しくは、お住まいの地区を管轄するハローワークに相談してね!



★ 愛知障害者職業能力開発校(国立県営)

現在、6つの科を開設して職業訓練を実施しています。(訓練期間3か月～1年)

- ①ITスキル科 ②OAビジネス科 ③CAD設計科 ④ワークサポート科(精神・発達障害者対象)
- ⑤就業支援科(精神・発達障害者対象) ⑥総合実務科(知的障害者対象)

また、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等、地域の多様な委託先を活用した職業訓練を実施しています。企業現場を活用した訓練や在職者に対する訓練等のコースを開設しています。

お問い合わせ先

愛知障害者職業能力開発校

〒441-1231 豊川市一宮町上新切33-14 TEL 0533-93-2102 FAX 0533-93-6554

★ 名古屋高等技術専門校・三河高等技術専門校

総合実務科において、知的障害者を対象とした職業訓練を実施しています。(訓練期間1年)
様々な作業をとおして就労に必要な職場適応力を育成し、一般就労を目指します。

お問い合わせ先

名古屋高等技術専門校

〒462-0023
名古屋市北区安井2-4-48
TEL 052-917-6711
FAX 052-917-6331

三河高等技術専門校

〒444-0802
岡崎市美合町字平端24
TEL 0564-51-0775
FAX 0564-52-4568



★ 社会福祉法人共生福祉会 なごや職業開拓校

名古屋高等技術専門校が、食品加工科(知的障害者対象)及び生産実務科(精神障害者対象)の職業訓練を委託しています。(訓練期間1～2年)

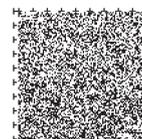
お問い合わせ先

社会福祉法人共生福祉会なごや職業開拓校

〒451-0051
名古屋市西区則武新町2-24-14
TEL 052-582-6006
FAX 052-582-6022

名古屋高等技術専門校

〒462-0023
名古屋市北区安井2-4-48
TEL 052-917-6711
FAX 052-917-6331

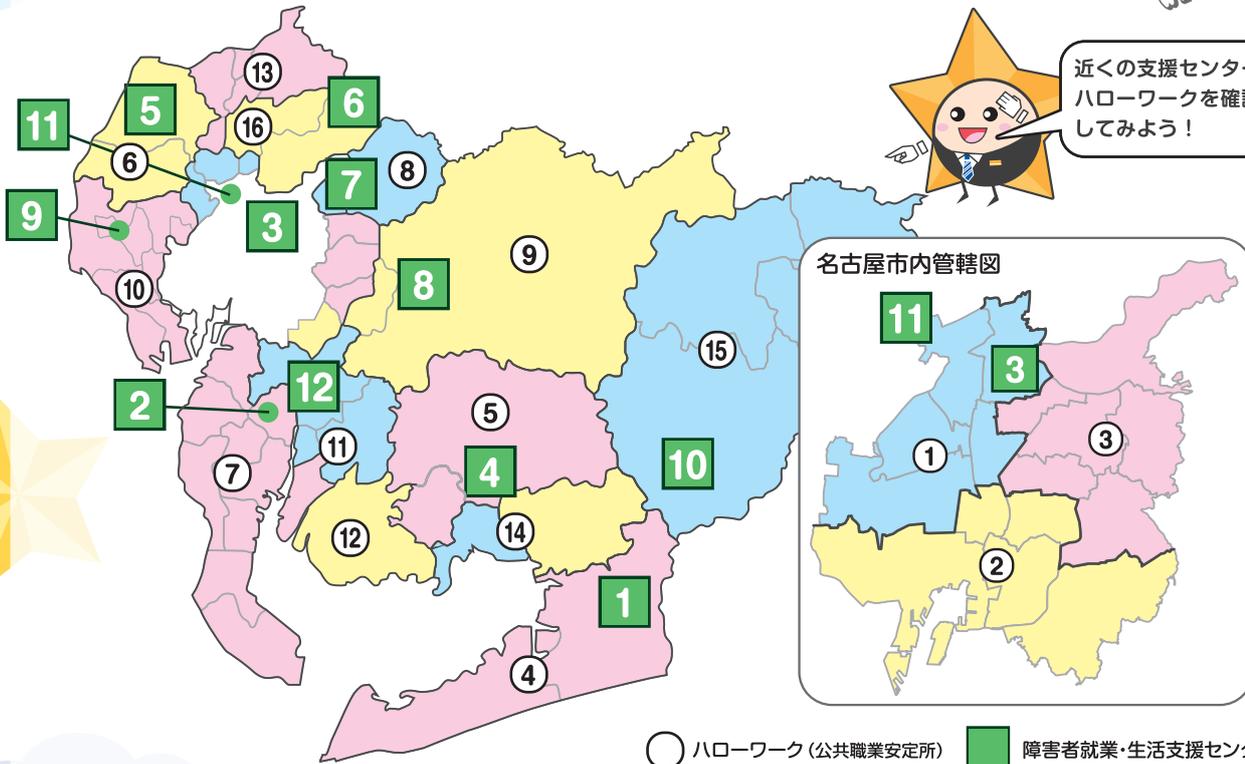




就職・生活の困りごと相談窓口

支援窓口一覧

Support window



近くの支援センターやハローワークを確認してみよう！

障害者就業・生活支援センター

1 豊橋障害者就業・生活支援センター

〒440-0022 豊橋市岩崎町字長尾 119-2
TEL : 0532-69-1323 FAX : 0532-62-7283

活動地域 豊橋市、豊川市（旧一宮町を除く）
蒲郡市、田原市

2 知多地域障害者就業・生活支援センター「といろわーく」

〒475-0918 半田市雁宿町1-22-1（瀧上工業雁宿ホール内）
TEL : 0569-84-7500 FAX : 0569-23-7745

活動地域 半田市、常滑市、東海市、大府市、
知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、
美浜町、武豊町

3 なごや障害者就業・生活支援センター

〒462-0825 名古屋市北区大曾根2-9-25
TEL : 052-908-1022 FAX : 052-908-1023

活動地域 名古屋市
（西区・中川区・港区・名東区・守山区を除く）

4 西三河障害者就業・生活支援センター「輪輸」

〒444-3511 岡崎市舞木町字小井沢 4-1
TEL : 0564-27-8511 FAX : 0564-27-8511

活動地域 岡崎市、幸田町

5 尾張西部障害者就業・生活支援センター「すろーぷ」

〒491-0931 一宮市大和町馬引字郷裏41ハイツノダコウ102
TEL : 0586-85-8619 FAX : 0586-64-5852

活動地域 一宮市、稲沢市

6 尾張北部障害者就業・生活支援センター「ようわ」

〒480-0305 春日井市坂下町 4-295-1
TEL : 0568-88-5115 FAX : 0568-88-5015

活動地域 春日井市、小牧市、犬山市、江南市、
岩倉市、大口町、扶桑町

7 尾張東部障害者就業・生活支援センター「アクト」

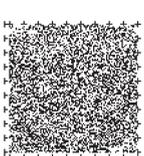
〒465-0065 名古屋市名東区梅森坂3-3607
ネットワークひまわり1階（本部は尾張旭市）

TEL : 052-709-3891 FAX : 052-709-3892
活動地域 瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久
手市、東郷町、名古屋市（名東区、守山区）

8 西三河北部障がい者就業・生活支援センター

〒471-0066 豊田市栄町 1-7-1
TEL : 0565-36-2120 FAX : 0565-36-0567

活動地域 豊田市、みよし市



9 海部障害者就業・生活支援センター
 〒496-0807 津島市天王通り6-1 六三ビル1階 102号室
 TEL : 0567-22-3633 FAX : 0567-22-3634

活動地域 津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、
 蟹江町、飛島村、名古屋市(中川区、港区)

10 東三河北部障害者就業・生活支援センター「ウィル」
 〒441-1301 新城市矢部字本並 48
 TEL : 0536-24-1314 FAX : 0536-24-1555

活動地域 新城市、設楽町、東栄町、豊根村、
 豊川市(旧一宮町)

11 尾張中部障害者就業・生活支援センター
 〒452-0815 名古屋市西区八筋町 260
 ITALIAN 第三平松マンション 501
 TEL : 052-908-2540 FAX : 052-908-2541

活動地域 北名古屋市、清須市、豊山町、
 名古屋市(西区)

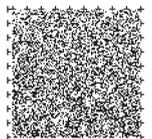
12 西三河南部西障害者就業・生活支援センター「くるくる」
 〒448-0843 刈谷市新栄町 7-73 フラワービル 3階
 TEL : 0566-70-8020 FAX : 0566-70-8511

活動地域 碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、
 知立市、高浜市

ハローワーク(公共職業安定所)

	名 所	所 在 地	電 話 番 号	管 轄 区 域
①	名古屋中	〒460-8640 名古屋市中区錦2-14-25 ヤマイチビル2~9階	★(052) 855-3740	西区、中川区、中区、中川区、北区、 清須市、北名古屋市及び西春日井郡
②	名古屋南	〒456-8503 名古屋市熱田区旗屋2-22-21	★(052) 681-1211	瑞穂区、熱田区、港区、南区、 緑区及び豊明市
③	名古屋東	〒465-8609 名古屋市名東区平和が丘1-2	★(052) 774-1115	千種区、東区、昭和区、名東区、天白区、 守山区、日進市、長久手市、愛知郡
④	豊橋	〒440-8507 豊橋市大岡町111 豊橋地方合同庁舎1階	★(0532) 52-7191	豊橋市及び田原市
⑤	岡崎	〒444-0813 岡崎市羽根町字北乾地50-1 岡崎合同庁舎1階	★(0564) 52-8609	岡崎市及び額田郡
⑥	一宮	〒491-8509 一宮市八幡4-8-7 一宮労働総合庁舎内	★(0586) 45-2048	一宮市及び稲沢市(平和町を除く)
⑦	半田	〒475-8502 半田市宮路町200-4 半田地方合同庁舎1階	★(0569) 21-0023	半田市、常滑市、東海市、知多市及び知多郡
⑧	瀬戸	〒489-0871 瀬戸市東長根町86	(0561) 82-5123	瀬戸市及び尾張旭市
⑨	豊田	〒471-8609 豊田市常盤町3-25-7	★(0565) 31-1400	豊田市及びみよし市
⑩	津島	〒496-0042 津島市寺前町2-3	★(0567) 26-3158	津島市、愛西市、弥富市、あま市、 海部郡及び稲沢市(平和町)
⑪	刈谷	〒448-8609 刈谷市若松町1-46-3	★(0566) 21-5001	刈谷市、安城市、知立市、高浜市及び大府市
	碧南出張所	〒447-0865 碧南市浅間町1-41-4	(0566) 41-0327	碧南市
⑫	西尾	〒445-0071 西尾市熊味町小松島41-1	(0563) 56-3622	西尾市
⑬	犬山	〒484-8609 犬山市松本町2-10	★(0568) 61-2185	犬山市、江南市、岩倉市及び丹羽郡
⑭	豊川	〒442-0888 豊川市千歳通1-34	★(0533) 86-3178	豊川市
	蒲郡出張所	〒443-0034 蒲郡市港町16-9	(0533) 67-8609	蒲郡市
⑮	新城	〒441-1384 新城市西入船24-1	(0536) 22-1160	新城市及び北設楽郡
⑯	春日井	〒486-0841 春日井市南下原町2-14-6	★(0568) 81-5135	春日井市及び小牧市

※電話番号欄に「★」が記入してあるハローワークでは、電話の際、自動音声応答による取次ぎサービスを行っています。
 音声案内に従って部門コード等を押してください。お問合わせ先が不明な方は、「1」と「#」を押してください。





愛知県 障害者就活
コンシェルジュ



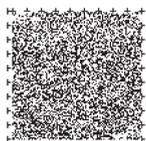
令和7年8月発行

編集・発行 愛知県労働局就業促進課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸3丁目1番2号

電話 052-954-6367 (ダイヤルイン)

F A X 052-954-6927



農福連携とは？

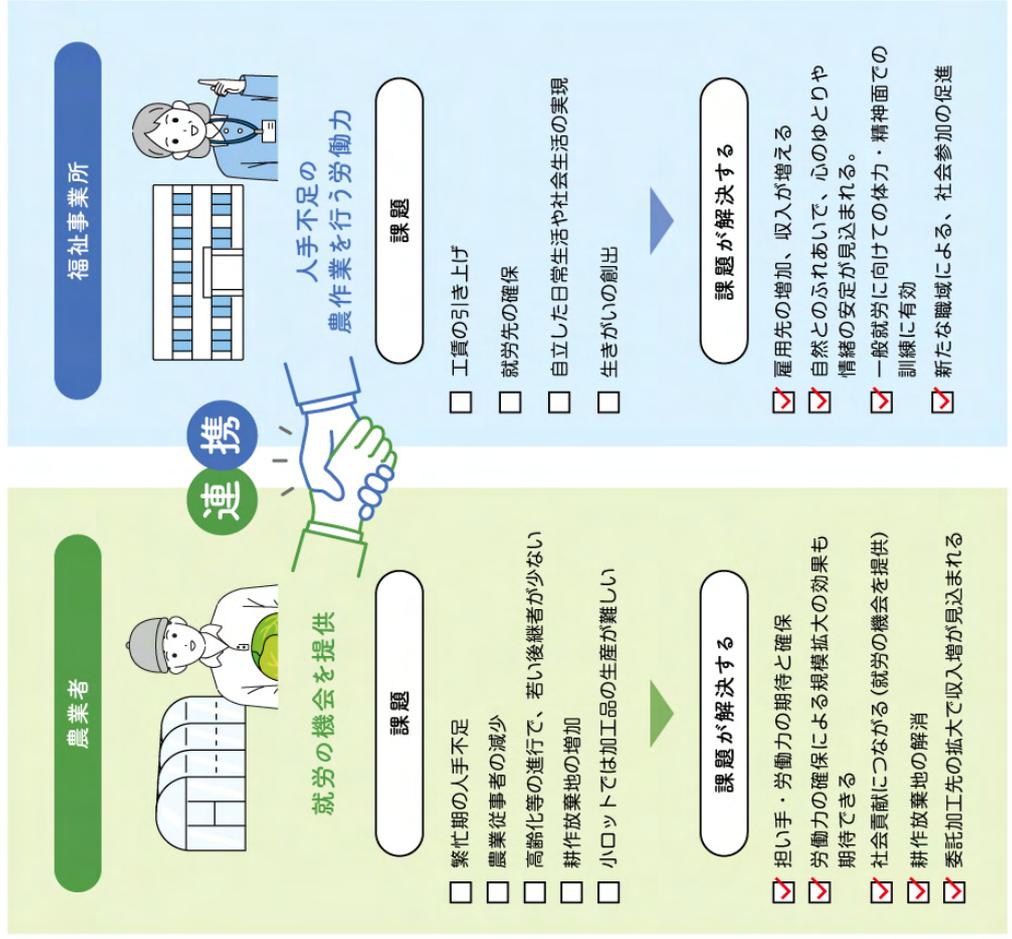
農業では、人手不足や耕作放棄地の増加が深刻な課題となっています。一方福祉分野では、就労先の確保や工賃の向上、生きがい等の場の創出が求められています。

こうした双方の課題を解決する方法の一つとして、「農福連携」の取組が広がっています。農業と福祉が協力することで、農業側は働き手を確保しやすくなり、福祉側は新たな就労機会を得られるなど、互いにメリットをもたらします。

この農業と福祉という異なる分野の連携によって、知識や技術の共有が進み、農業の担い手の確保や福祉事業所が地域農業の一端を担うことで、地域全体の活性化にもつながることが期待されています。

目次

農福連携とは？	02
農福連携の取組パターン	03
愛知県における農福連携の普及拡大に向けた取組	04
農福連携相談窓口について	05
作業の請負契約について	05
農福連携マッチングのステップ	06～07
作業委託時の工賃設定について	08
農福連携技術支援者について	09
障がい種別	09
障がい種別による農作業の得意・不得意	10
農福連携に取り組み福祉事業所の種類	10
障がい者の方が働きやすい環境づくりのポイント	11～12
農福連携事例集	13～26

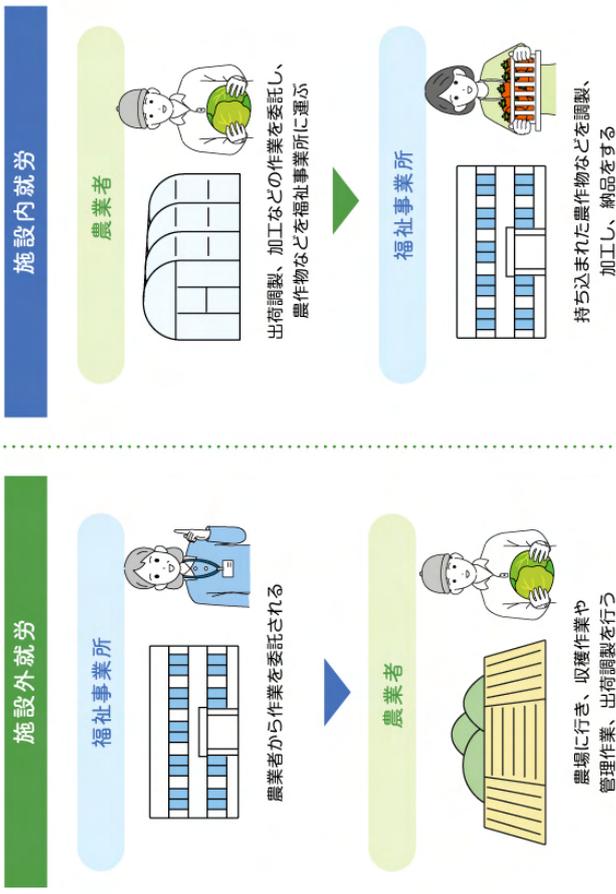


農福連携の取組パターン

農福連携の取組には、おおむね3つのパターンがあります。その中でも①農作業受委託（農業者が、福祉事業所に農作業を委託）が農業側・福祉側ともに比較的取り組みやすいと考えられます。

① 農作業受委託

委託契約を結び農業者が作業を委託する形です。農業者のもとに福祉事業所が出向き作業を行う施設外就労と、農業者から依頼された作業を福祉事業所内で行う施設内就労があります。



② 農業者による雇用

農業者が障がい者の方を直接雇用する形です。一定の期間、継続的に雇用することになるため、障がい特性に合った作業内容の選定や作業環境の整備、障がい者の方に関する程度のある知識が必要とされます。

③ 福祉事業所・特例子会社による農業参入

福祉事業所や特例子会社が、自ら農産物の生産を行う形です。この場合、農地や販売先の確保、栽培技術の習得、資金の確保、機械や施設などの導入等も考える必要があります。

愛知県における農福連携の普及拡大に向けた取組



愛知県農福連携相談窓口の設置

愛知県では「愛知県農福連携相談窓口」を2019年度から継続して設置し、農業者と福祉事業所のマッチングや福祉事業所による農作業の実施を支援



あいち農福連携セミナーの開催

農福連携への理解と関心を高めるため、農福連携の制度や県内外の事例などについての講演を実施



新規就農希望者向け農福連携理解研修

農業大学校における新規就農希望者向け研修で農福連携の基礎や取組事例などについて講義を実施



農福連携技術支援者育成研修

農業と福祉の知識を有し、農福連携の実践手法をアドバイスする専門人材（農福連携技術支援者）を育成するための研修を実施



福祉事業所向け農福連携支援研修

農業参入や農作業の訓負を検討する福祉事業所を対象に、農業大学校において、農業の基礎講座や農作業実践の研修を実施



農福連携マラソンの開催

農福連携に取り組み福祉事業所等が生産した農産物や加工品の即売会を実施



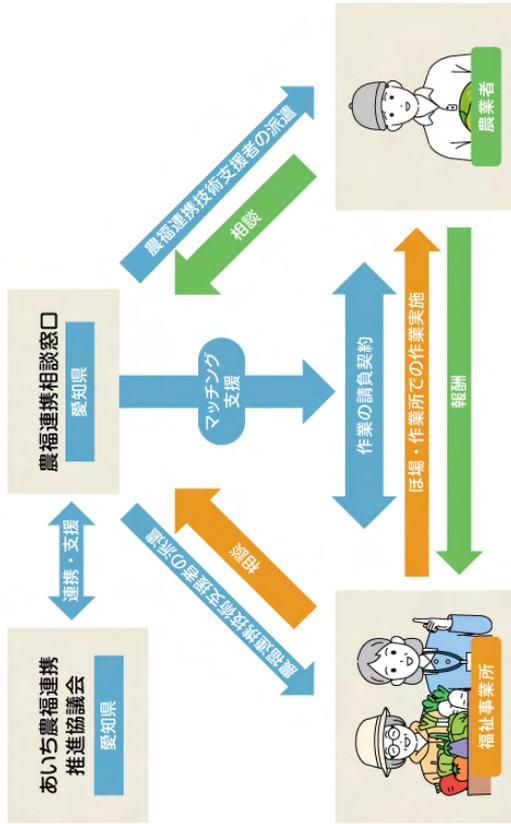
あいち農福連携推進協議会

農福連携の推進について愛知県及び関係機関の情報共有と連携を図るため会議や視察研修などを実施

農福連携相談窓口について

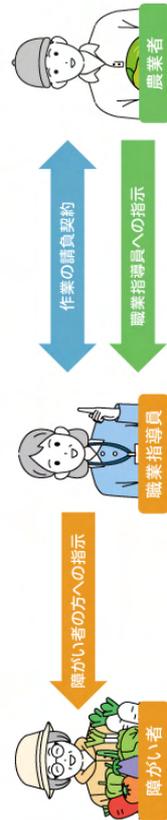
2019年以降農福連携相談窓口を設置しています。
相談窓口では、農福連携に関する様々な相談を受け付けるとともに、農福連携に興味がある農業者と福祉事業所をマッチングします。

実践に関する相談では適宜、農福連携実践の専門家である農福連携技術支援者を派遣し、農福連携の取り組みを支援します。農作業委託に関するマッチングに関しては以下の図のとおり行います。



作業の請負契約について

- ・請負契約では農業者が障がい者の方に、直接作業の指示をすることはできません。
- ・作業内容は福祉事業所の職業指導員へ指示し、職業指導員が障がい者の方に指導します。
- ・職業指導員は農業者の経験がない方も多いので、できる限り丁寧に指示を出すようにします。



農福連携マッチングのステップ

STEP 01

現地確認

農福連携相談窓口の担当者が農作業の現場を訪問し、マッチング相手を探す上で必要な作業環境や作業内容、必要な道具等、工賃などを確認します。現地確認の内容をもとに受託先の候補となる福祉事業所を選定します。



STEP 02

作業内容・手順確認

受託先の候補が決まった後に、福祉事業所の職員が農業者から具体的にを行う作業内容や手順を確認し、作業に関する理解を深めます。農業者の作業内容は多岐にわたるため、特にマッチングが可能か判断するためには、できるだけ詳しく作業内容を調整し確認する必要があります。作業内容を確認した後は作業完了期限や1日当たりの作業ボリュームも決めます。

作業内容検討の留意点



STEP 03

作業体験

障がい者の方が実際に作業を体験し、適性や力量を確認します。同時に、福祉事業所の職業指導員等も作業を行い、適正な作業管理に必要な注意点を把握します。

作業体験において留意すべきポイント

実施場所
実際の作業を行う場所を実施することが望ましいが、同じ環境の所であれば問題はなし、福祉事業所は作業場所に向くまでの所要時間や駐車場所などを確認する。

参加者
障がい者の方、職業指導員が参加する。作業の説明を行う農業者は、実際に作業開始が開始した際に作業指示を行う予定の方もしくは、同等の知識と経験を有する方が行う。

作業内容
どのような作業を行うのか、なぜその作業は必要なのか、できるだけ丁寧に説明を行い理解してもらう。職業指導員は作業の理由をしっかりと理解する。

作業手順
どのような手順で行うのか、なぜその手順で行うのか、できるだけ丁寧に説明を行い相互の考えを一致させる。

【作業時間と量の測定】

作業量には個人差が大きいため、複数人で試験的に作業を行い、平均的な作業量を計測し、作業量から平均の工賃がいくらになるか試算することをお勧めします。これにより、適切な契約額を決定するための目安とすることができます。

作業時間測定のポイント

農業者	福祉事業所
パート従業員等の時間当たりの作業量を測定 障がい者の方の時間当たりの作業量を測定する	

STEP 04

請負契約書の締結

業務委託の内容を具体的に決定していきます。契約時には、以下に記載の契約内容で留意すべきポイントの9項目を目安とし、必要に応じて追加・削除しながら調整してください。この内容を基に、最終的な契約書を作成します。

契約内容で留意すべきポイント

①委託業務の作業場所	②委託業務の内容	③工賃等
④業務中の事故や損害への対応	⑤機械・設備の使用や運具等の供給について	⑥作業報告の義務等
⑦業務範囲の明確化	⑧途中解約の条件	⑨定めのない事項の取り決め方法

作業委託時の工賃設定について

出来高払いと時間単価による支払いがあり、そのどちらかにするかは、作業内容を踏まえ農業者、福祉事業所、農福連携相談窓口の担当者等との話し合いで決めることとなります。

1 出来高払い …………… 作業した「量」に応じた単価を設定する支払い方法です。

【出来高払いの単価設定方法】

- 1 福祉事業所に依頼したい作業を、健常者ベースで時間当たりの仕事量を測定する。
- 2 測定した仕事量を基に、報酬単価を設定。

例：加工用トマトの収穫はパート従業員等だと一時間 60kg 収穫でき、最低賃金が 1,080 円の場合、報酬単価は 18 円 /kg(1080÷60)となる

※同じ作業であっても作業環境や作業の基準等によって工賃が異なることがあります。

メリット

- 作業の完成に応じた支払いのため、作業速度等、作業能力が異なる障がい者の方が同時に作業を行う場合も工賃を計算しやすい
- 障がい者の方の強弱や作業の習熟により工賃がある
- 作業スピードが遅くなってしまう場合も農業者の不安感が少ない

農業者

福祉

デメリット

- 作業の正確性を金額に反映するのが難しい
- 就労継続支援A型事業所から障がい者の方を受け入れる際には、事業所が障がい者の方に最低賃金を支払うに足りる請負報酬になるよう、就労時間や金額などの調整が必要

農業者

福祉

2 時給払い …………… 作業した「時間」に応じた単価を設定する支払い方法です。

障がい者の方の作業スピードや精度に応じて1時間当たりの工賃をあらかじめ決定します。作業能力に応じて単価を決めるため、作業内容や人により、時給が異なることがあります。



※A型事業所に依頼する場合は、最低賃金を配慮して決定してください。

メリット

- 支払いのイメージがしやすく工賃の計算などの事務手続きが簡便
- 作業時間に応じて安定した工賃を得ることがきる

農業者

福祉

デメリット

- 苦手な作業を依頼する場合、作業スピードが上がらず、初率的に仕事ができなことがある
- 作業になれば、作業スピードが上がっても、もらえる金額が一定（時給額の変更は協議による）

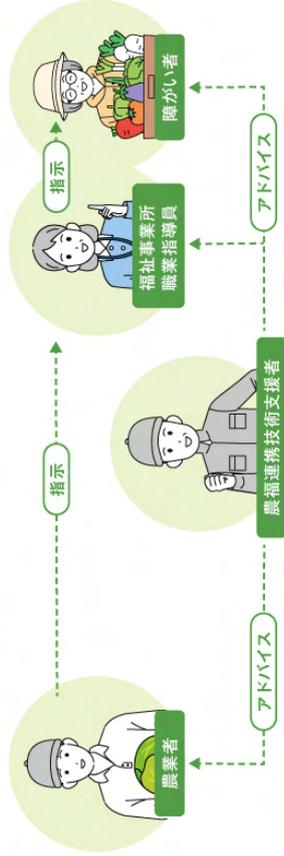
農業者

福祉

農福連携技術支援者について

農業と福祉の知識を学び、農業者、福祉事業所の職業指導員、障がい者の方本人の三者に対し、農福連携を実践する手法を具体的にアドバイスする役割を担います。

所定の研修を受講し、修了試験に合格した者は研修修了者として農林水産省から認定され、「農福連携技術支援者」の肩書で活動することができます。



農福連携技術支援者の話

農福連携技術支援者として実際の作業現場で意識していることは、障がい者の方が作業しやすくなるようにアドバイスをすることです。

具体的には、一つの農作業でも工程を分解して考えることで、易しい工程・難しい工程に分かるため、障がい者の方が個人の能力に応じて、作業に取り組みやすくなります。例えば、野菜の苗を植える作業では、①移植こてで植え穴を掘る ②苗をポットから取り出す ③植え穴に苗を置く ④土を寄せて鎮圧するというような形で工程を分けて考えます。

こうすることによって一連の作業すべてができなくても、障がい者の方の作業参加が可能となります。今後も農福連携技術支援者として、愛知県の農福連携の発展に貢献していきたいです。



障がい種別による農作業の得意・不得意

	得意	不得意
身体障害	<ul style="list-style-type: none"> 座った状態での収穫、除草作業 (下肢不自由) 判断が必要な収穫、選別作業 (判断力高い) 	<ul style="list-style-type: none"> 収穫物の運搬作業 (肢体不自由) 掘り起こしを伴う収穫作業 (肢体不自由) 立ち回りを繰り返す作業、立ちっぱなしの作業 (肢体不自由) 力を要する作業 (肢体不自由)
知的障害	<ul style="list-style-type: none"> 除草作業等簡単であるが、継続性の必要な作業 座った状態での手元で行う簡単な軽作業 体力が必要な簡単な作業 	<ul style="list-style-type: none"> 基準の明確化が困難な作業 自己判断が伴う各種作業 複数の工程を連続して行う作業
精神障害	<ul style="list-style-type: none"> 他の従事者の作業不備のフォロー (オールラウンド性あり) 判断が必要な収穫、選別作業 (判断力が高い) 	<ul style="list-style-type: none"> 共同で行う作業 (障がい種別による) 長時間の作業 集中力を要する作業 (障害種別による)

農福連携に取り組む福祉事業所の種類

福祉事業所の中には、障がい者の方に就労する機会を提供し、自立した社会生活を送るための支援を行う事業所があります。農福連携に取り組む福祉事業所には、主に就労継続支援A型とB型の2つの種類があります。

	就労継続支援 A 型	就労継続支援 B 型
内容	<ul style="list-style-type: none"> 雇用契約を行う 最低賃金法適用 就労及び生産活動の機会の提供 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用契約を行わない 最低賃金法適用外 就労及び生産活動の機会の提供 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援
工賃	障がい者の方には賃金を支給する (最低賃金以上)	障がい者の方には工賃を支給する

身体障害

身体の一部または複数の部分に機能障害がある状態

知的障害

知的機能の障がいが発達期までにあらわれ、何らかの特別な援助を必要とする状態

精神障害

精神疾患のため、精神機能の障がいがある状態

障がい者の方が働きやすい環境づくりのポイント

障がい者の方が農業の現場で活躍するためには、作業環境を整えることや、作業を行いやすいような仕組みづくりなどの工夫が重要です。

職場全体で情報を共有し、適切なサポートを行うことで、農業の生産性向上にもつながります。

農福連携を成功させるために、働きやすい環境づくりを積極的に進めていきたいと思います。

1 ルールの明示

危険箇所の明示など、作業に関する注意事項や、収穫物や道具等の置き場所の決まりこと等、作業する上で守らなくてはならないルールを明文化し、全員が見ることができるよう提示しましょう。



障がい特性により複数の物へ注意を向けることが苦手であったり、注意を受けると過度に緊張してしまう場合があるので、守るべき注意事項などは目につく場所に提示しておけばいいね！

2 障がい特性の把握と情報の共有

障がいの種類、程度や症状は一人ひとり異なり、配慮が必要な内容もそれぞれ違います。

施設外就労を受け入れる際にはどのような配慮が必要なのか確認しましょう。



障がい特性等に関する内容は、個人情報にあたるので共有の際には取扱いに注意しましょう！

3 作業の視覚化

果菜類等の収穫作業では、大きさや収穫時期をよく理解しながら進める必要があります。

指示があいまいになると、意図した指示とは違った作業をしてしまう場合があります。

指示を的確に伝える方法として、農福連携の現場では、指示をホワイトボード等に記入する、作業手順を図に示す、作業マニュアルを作るなど視覚的に確認できるようにしましょう。

作業マニュアル一例



福祉事業所の職員と協力してマニュアルを作成すると、作業内容の理解にもつながるよ。



4 職場の環境整備

障がい者別に長時間の作業が苦手、服用している薬の影響でトイレが近くなる場合があります。

そのためトイレや休憩スペースの確保が必要になります。また、農場や作業場の整理整頓、段差の解消などに取り組み、障がい者の方だけでなく誰もが働きやすい快適な職場環境を作りましょう。



近隣で使用できるトイレを確保したり、簡易トイレを設置したりして働きやすい環境を整えよう。

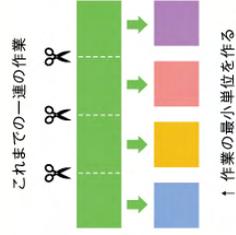
5 作業の切り出し

障がい者の方と共に働く際に、よく使われる方法の一つに、作業の切り出しがあります。

切り出しとは一連の作業を、一つ一つの工程に分解し「作業の最小単位」を作り、その中で障がい者の方ができる作業を選別して、その作業を担ってもらうことです。

切り出しを行うことで一連の作業を任せることが困難でも、障がい者の方に担ってもらえる作業を見つけることができます。

また作業の見直しにもなり、作業効率の向上にもつながる可能性があります。



6 作業道具や器械の改良

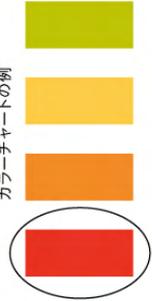
障がい者の方の作業をサポートする道具（治具）開発や器具の使用法の工夫、梱包しやすい包装資材への変更などにより、障がい者の方に限らず、農作業に不慣れな方でも、効率良く作業をすることができるようになります。

例えば、色を識別する必要のある作業の場合、言葉で伝えるだけでは判断に迷うため、カラーチャートを作成することで、判断に迷いにくくなります。

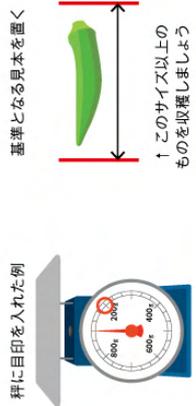
また、収穫物を規定量の重さで測る場合には、秤のメモリに目指す重さの範囲の目印を入れるなど、少しの改良を加えることにより、誰でも判断しやすくなることができます。

作業道具や器械の改良

カラーチャートの例



秤に目印を入れた例



柿農家での剪定後の枝の集積作業



受託作業について

事業所種別	就労継続支援事業所B型
障害の種別	精神
作業時期	2月
作業頻度	単発
作業時間	10:15~12:15頃
作業人数	人数不明

農福連携に取り組んだ経緯

農業者は農福連携に興味があり、すでに農業者と福祉事業所の間で農作業委託の話が進んでいた。相談窓口では、作業内容の切り出しや報酬単価の調整を行ったことで、スムーズにマッチングが成立した。

農福連携に取り組んだ感想など

【福祉事業所の感想】

農業者に“障がい者の方にどうすれば効率よく安全に作業してもらえるか”を体感してもらったことができたと思う。また、障がい者の方の作業の幅も作業の切り出しによって広がられると農業者に提案できた。

【今後の展望（農福連携技術支援者）】

農業者の方が農福連携は初めての試みということで、段階的にフォローするなど継続的な支援が必要であると感じた。

農福連携技術支援者の指導内容

作業内容の切り出しをすることで、能力に合わせた作業を任せられるように指導し、障がい者の方が効率よく安全に作業ができるようにした。



剪定後の枝の集積作業マニュアル

① 枝を一箇所に集める



柿畑に落ちている枝を集める作業です。



柿畑に落ちている枝を集めていきます。

② 枝のサイズについて



大きざや太さは関係なく目についた枝をすべて拾い集めてください。

③ 集める場所について



広い集めた枝は、6本の柿の木を一区切りとし、その中心に集めます。



枝は膝の高さより高くつまず、直線に並べるように集めてください。

柿の木を剪定した後に落ちている枝を拾い集めて指定の場所に運ぶ作業です。

動画マニュアルを観る



二次元コードを読み取ると作業マニュアルを動画で確認できます

静止画マニュアルを観る



二次元コードを読み取ると静止画の作業マニュアルを確認できます

みかん農家での収穫作業



受託作業について	
事業所種別	就労継続支援事業所B型
障害の種別	知的・精神
作業時期	11月～12月
作業頻度	週1～2日
作業時間	10:00～15:00の間
作業人数	6人(+指導員1人)

農福連携に取り組んだ経緯

相談があった農業者は贈答用みかんの収穫作業に人手が足りず困っていた。自身の子どもも障がいがあり、その子どもが利用する福祉事業所に収穫作業を委託できないかと考え農福連携に取り組んだ。

農福連携に取り組んだ感想など

【農業者の感想】
障がいの方が想像よりもよく作業ができて驚いた。中にはみかん狩りを体験したことがある方がおり、ハサミの使い方に慣れていたのが良かったと思う。
作業体験は2時間程度であったが、よく集中して作業してくれた。何度が練習してもらい、継続的に依頼していきたい。

農福連携技術支援者の指導内容

みかんの軸が残らないように軸の切り方を写真で示すことによって、障がいの方が作業に取り組みやすくなるように助言した。また、みかんをコンテナに移す際に、みかんの皮を傷つけないように1つずつ移すように指導した。



みかんの収穫作業マニュアル

① みかんの切り方



みかんの根元から1cmのところまで一度みかんをカットします。



みかんの皮の形に沿ってみかんの軸を切り取ります。この際みかんの皮を傷つけないように十分気をつけてください。軸は残らないようにしましょう。

② 低い所のみかんを取る



低い所にあるみかんはしゃがんで取ります。機械が通ることがありますので座り込んでの作業はやめてください。

③ 高い所のみかんを取る



高い所にあるみかんを取るときはみかんを引っ張らずに、枝を引っ張ってみかんを切ります。みかん自体を引っ張ると皮がむけてみかんが取れてしまう恐れがあります。

④ みかんをコンテナに移す



かごの目印までみかんが入ったらみかんをコンテナに移します。1個ずつ丁寧に作業をしていきましょう。

みかんを収穫する作業です。位置によって取り方が異なります。

動画マニュアルを観る



二次元コードを読み取ると作業マニュアルを動画で確認できます

静止画マニュアルを観る



二次元コードを読み取ると静止画の作業マニュアルを確認できます

ブロッコリー農家での箱折り作業



受話作業について	
事業所種別	就労継続支援事業所B型
障害の種別	知的・精神
作業時期	2月～3月
作業頻度	週1回程度
作業時間	10:00～12:00頃
作業人数	3人(+指導員1人)

農福連携に取り組んだ経緯

農業者が農福連携に興味を持っていたことをきっかけに、相談窓口では農福連携の基礎を説明するとともに、作業を請け負ってくれる施設を紹介したことで、具体的な取組が進んだ。

農福連携に取り組んだ感想など

【農業者の感想】

これまでは人を雇用したことがなく、農福連携で初めて人を雇用してみたがとても助かった。障がい者の方はお互いに声をかけ合って作業をしていて、とてもチームワークが良く作業効率も良かった。健康者よりも作業スピードは早いのではないかと感じた。

【今後の展望（農業者）】

今回はブロッコリーの出荷箱の箱折り作業してもらって非常に助かったので、今後は可能であればタナスや苦瓜の出荷箱の箱折り作業もお願いできればと思っています。

農福連携技術支援者の指導内容

農業者には、障がい者の方は障がい特性に応じて作業の得意・不得意などがあることを理解した上で接してもらいように助言した。
福祉事業所へは、効率よく作業してもらいのために箱を折る人、テープを貼る人、箱を運ぶ人というように作業を細分化して取り組んでもらうよう助言した。



ブロッコリーの箱折り作業マニュアル

① 箱を組み立てる



先に短辺を折ってその後長辺を折ります。



長辺も短辺も内側に折り込むようになります。

② テープを貼る



先に自分の奥側の口をとめて、手前側に引っ張りながら手前の口をとめます。

③ 箱に袋を被せる



箱を裏返し、ビニール袋をすべての箱に被せていきます。

④ 箱を積み上げて並べる



組み立てて袋まで被せ終わったら、空いているスペースに箱を積み上げて並べていきます。重ねる段数は上に4段までです。

葉付きブロッコリーを出荷するための出荷箱を組み立てる作業です。



動画マニュアルを観る



二次元コードを読み取ると作業マニュアルを動画で確認できます

静止画マニュアルを観る



二次元コードを読み取ると静止画の作業マニュアルを確認できます

自然薯農家での パイプの洗浄作業と土詰め作業

農福連携事例集 露地野菜 > 自然薯



受託作業について	
事業所種別	就労継続支援事業所B型
障害の種別	知的・精神
作業時期	12月～3月
作業頻度	週2～3回程度
作業時間	10:00～13:30頃
作業人数	4～5人(+指導員1人)

農福連携に取り組んだ経緯

農福連携に取り組む前は人手が足りず、自然薯の定植準備以外の作業に充てる時間が取れずに困っていた。労働力確保のため、相談窓口に相談したところマッチングが成立し、作業を委託した。

農福連携に取り組んだ感想など

【農業者の感想】

障がい者の方が飽きずに作業をしてくれたので非常に助かった。おかげで自分の仕事の時間が取れるようになった。また、障がい者の方の会話も増えて、障がい者の方が一般就労に近づいているのが実感できてとても嬉しかった。

【今後の展望（農業者）】

現在は作業場での作業を委託しているが、今後は作業内容を増やし、ほ場の農作業も視野に入りたい。

農福連携技術支援者の指導内容

パイプへの土詰め作業は片手で常にパイプを広げ、もう一方の手で土を詰めるため注意を向ける箇所が多い。そのため、パイプ内にボールを入れることによりパイプを広げる作業をなくし、作業の難易度を下げないように提案した。



パイプの洗浄と土詰め作業マニュアル

① パイプを洗う



パイプの全体が水につかるよう、パイプの向きを変えながら水につけます。



パイプを手で少し広げ、上から下までしっかり擦っていただきます。外側も同様に洗ってください。

② 決められた場所に置く



タンク内に洗い終わったパイプが5本溜まったら決められた場所にパイプをまとめて置きます。

① 土をふるい機にかける



スコップですくった土をふるい機に掛けます。

② パイプに土を詰めていく



パイプにボールを挟み、ボールを右方向にずらしながら、パイプに土を詰めていきます。



端まで丁寧に土を詰めたら、置き場所に移動します。

動画マニュアルを観る (洗浄作業)



二次元コードを読み取ると作業マニュアルを動画で確認できます

動画マニュアルを観る (土詰め作業)



二次元コードを読み取ると静止画の作業マニュアルを確認できます

園芸農家でのポット苗の鉢広げ作業



受託作業について	
事業所種別	就労継続支援事業所B型
障害の種別	知的・精神
作業時期	周年
作業頻度	週3~5回程度
作業時間	9:00~16:00頃
作業人数	2人(+指導員1人)

農福連携に取り組んだ経緯

相談があった農業者は、すでに特定の福祉事業所に農作業を委託していたが、委託する農作業が多岐にわたるため、作業の細分化や工程の整理が必要だと考えていた。整理した作業を障がい者の方の特性に合わせて委託するため、新たな事業所との連携を検討していた。

農福連携に取り組んだ感想など

【農業者の感想】

非常に丁寧な作業してくれたため、お願いした農作業は問題なくこなしてもらえた。今回連携した事業所は日頃から「つま菊」の調整やカプセルタイプ詰め、おもちゃの袋詰めなど、手作業の内職を行っているとのことで、今回の作業と相性が良かったのだと思う。

【今後の展望（農業者）】

農作業に従事する障がい者の方を増やした場合に、どの程度の作業を任せられるか、週にどれくらいの頻度でお願いできるかなどを今後調整していきたい。

動画マニュアルを観る

二次元コードを読み取ると作業マニュアルを動画で確認できます



静止画マニュアルを観る

二次元コードを読み取ると静止画の作業マニュアルを確認できます



枝豆農家でのさや取り・選別作業



受託作業について	
事業所種別	就労継続支援事業所B型
障害の種別	知的・精神
作業時期	6月
作業頻度	週2~3回
作業時間	9:00~16:00の間
作業人数	3人(+指導員1人)

農福連携に取り組んだ経緯

相談があった農業者は枝豆の収穫時に動ま手が不足していたため、収穫した枝豆を茎から外し選別する作業を委託したいと考えていた。単純作業が多いため農福連携で取り組みやすいのではないかと悪い窓口にご相談した。

農福連携に取り組んだ感想など

【農業者の感想】

枝豆の選別基準となる「2粒以上」や「反り」などを理解し、しっかりと判別して作業ができた。とても助かるので今後も継続してほしい。今回の連携をきっかけに、甘長ピーマンや白菜の作業でも農作業委託を試してみたい。

【今後の展望（農業者）】

今回は選別作業を農業者の作業場で行ったが、施設内就労で取り組んでもらうことも考えており、その場合に収穫物の運搬をどうするか考える必要がある。大きさの選別間違いはほほほほが、色味による選別がやや難しかったようなので、色見本の準備などを検討していく。

ほうれん草農家での葉揃え作業



受託作業について	
事業所種別	就労継続支援事業所A型・B型
障害の種別	知的・精神
作業時期	2月～3月
作業頻度	週2回程度
作業時間	10:00～12:00頃
作業人数	3人(+指導員1人)

農福連携に取り組んだ経緯

前年度に別の品目で農福連携を実施し、その成果を踏まえて、今年度は新たにほうれん草での農福連携に挑戦した。

農福連携に取り組んだ感想など

【農業者の感想】
品質も問題なく作業をしてくれたので非常に助かった。これまでは1人で作業を行っていたので、自分が他の作業に充てる時間が取れるようになった。

【今後の展望（農業者）】
暖冬の影響でほうれん草の収穫が当初の予定より早い時期に終わってしまったので、他の品目も農福連携での農作業委託を検討していきたい。

農福連携技術支援者の指導内容

障がい者の方の作業負担が軽減するように、イスを用意してもらおうなどして作業現場の環境改善を提案した。



ほうれん草の葉揃え作業マニュアル

① 余分な葉の除去



黄色く変色したものや、シミのあるもの、枯れた葉を除去します。

③ かごに入れる



葉を除去したほうれん草を棚のかごに並べて置きます。同じ向きになるように積んでください。



縦に持ったときに垂れ下がった葉を除去してください。

② 根元を切る



余分な葉を取ったら、根元の赤い部分が1cm残るように切る。



ほうれん草の葉を整えて根元を切っただごに並べる作業です。

動画マニュアルを観る



二次元コードを読み取ると作業マニュアルを動画で確認できます

静止画マニュアルを観る



二次元コードを読み取ると静止画の作業マニュアルを確認できます

チンゲン菜農家でのセルトレイ清掃作業



受託作業について	
事業所種別	就労継続支援事業所B型
障害の種別	知的・精神
作業時期	周年
作業頻度	週2~3回程度
作業時間	9:00~16:00頃
作業人数	4人(+指導員1人)

作業内容

- ①農業者が定植し終えて空になったセルトレイを回収する。
- ②セルトレイについての土を手作業で落とす。

農福連携に取り組んだ経緯

相談があった農業者は過去に農作業を福祉事業所に委託していたが、新型コロナウイルスの感染拡大とともに依頼をやめてしまっていた。しかし、労働力が必要であり、常時雇用者を雇うほどの作業量はないため、出来高で必要な時に作業をお願いできる農福連携に再度挑戦したいと考え取り組んだ。

農福連携に取り組んだ感想など

- 【農業者の感想】
当初予定していたセルトレイの清掃作業だけでなく、新たに種まき作業の実証にも取り組むことができた。農福連携の可能性を感じており、今後色々な作業をお願いできるのではと期待している。
- 【今後の展望（農業者）】
障がい者の方が作業に慣れることにより作業効率が上がるので、作業時間中にどれだけの農作業をこなせるかを把握しながら、貴重な働き手として農業経営に組み入れていきたい。

施設ナス農家での花抜き作業



受託作業について	
事業所種別	就労継続支援事業所B型
障害の種別	精神
作業時期	11月~6月
作業頻度	週3回
作業時間	10:30~12:30頃
作業人数	4人(+指導員1人)

作業内容

- ①ナスの木を横から覗いて枯れている花を探す
- ②花抜きの適期か判断する（写真①：早すぎる、写真②：適期）
※花抜きのタイミングが早すぎるとナスに傷がついてしまう
- ③花を抜き取り回収する



農福連携に取り組んだ感想など

【農業者の感想】

単純作業ではあるが、作業をしないと病気が蔓延してしまうため非常に助かっている。今年度は病気の発生が少なく管理が行き届いた状態を維持できているので、今後も継続してほしい。

農福連携技術支援者の指導内容

- ・花を探す際、屈伸運動があり、繰り返すと体への負担が大きくなるため、改善の余地がある。
→花を探す際は横から覗き込み体の動きを最小限にする。
 - ・ハウス内は冬でも30℃前後と暑いため、1時間に1回は休憩をとるようにする。
 - ・作業に慣れると疲れが出て作業スピードが落ちてくる可能性があるため、1日の目標を設定するなどして、障がい者の方の意欲を維持する。
- 【効果】作業の慣れと、作業方法の改善により作業スピードは2倍になった。
また、障がい者の方の疲れが出て作業スピードが落ちるようなことも無かった。